

－ 自賠責保険の取扱いに係る特別措置のご案内 －

国土交通省より自動車検査証の有効期間が伸長される旨の発表がありました。

<2018年9月6日発表>

[自動車検査証の有効期間の伸長について～北海道胆振地方中東部を震源とする地震の被害を受けて～](#)
(国土交通省ホームページ掲載)

<2018年9月7日発表>

[自動車検査証の有効期間の再伸長について\(北海道全域\)～平成30年北海道胆振東部地震の被害を受けて～](#)
(国土交通省ホームページ掲載)

これに伴う自賠責保険の特別措置の内容は以下のとおりです。

対象車両

● **伸長対象地域**

北海道 全域

● **車検対象車**

車検伸長対象地域に使用の本拠地を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間と保険期間の終期が2018年9月6日から2018年9月17日までの保険契約

● **車検対象外車**

保険期間の終期が2018年9月6日から2018年9月18日までの保険契約

対象	使用の本拠	車検期間の伸長	契約手続 猶予	保険料払込 猶予	
車検対象車	・災害救助法適用地域内に居住するご契約者 ・今回の災害で被災されたご契約者 ・今回の災害で被災した代理店の取扱うご契約者	車検伸長対象地域内	有	○ 9月18日まで	○ 11月30日まで
	・今回の災害の復旧に派遣された警察、自衛隊、電力会社等の職員 ・その他弊社が適用妥当と判断できる方	車検伸長対象地域外	無	×	○ 11月30日まで
	上記以外	車検伸長対象地域内	有	○ 9月18日まで	○ 11月30日まで
		車検伸長対象地域外	無	×	×
車検対象外車	・災害救助法適用地域内に居住するご契約者 ・今回の災害で被災されたご契約者 ・今回の災害で被災した代理店の取扱うご契約者 ・今回の災害の復旧に派遣された警察、自衛隊、電力会社等の職員 ・その他弊社が適用妥当と判断できる方	—	—	○ 9月18日まで	○ 11月30日まで
	上記以外	—	—	×	×